

宮城県アルコール健康障害対策推進計画の策定について

1 概要

アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月施行）における都道府県の計画策定の努力義務規定を受けて、県の実情に即したアルコール健康障害対策を総合的に推進するため、パブリックコメントや宮城県アルコール健康障害対策推進計画策定懇話会の審議を経て、「宮城県アルコール健康障害対策推進計画」を策定したものの。

2 計画の位置づけ

- (1) 県の総合的なアルコール健康障害対策の方向性と具体的な取組を示す計画
- (2) アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に定める「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」

3 計画の期間

平成31（2019）年度から2023年度までの5年間

4 計画の概要

別添資料3-2のとおり。

5 計画策定の経過

- ・平成30年11月 宮城県アルコール健康障害対策推進計画策定懇話会（第1回）
- ・ 〃 12月 県議会保健福祉委員会に中間案の報告
パブリックコメントの実施（～平成31年1月）
- ・平成31年 1月 宮城県アルコール健康障害対策推進計画策定懇話会（第2回）
- ・ 〃 3月 策定、県議会保健福祉委員会に報告、公表